東海国立大学機構ネーミングライツ事業実施要項

（趣旨）
第 1 東海国立大学機構（以下「機構」という。）におけるネーミングライツ事業の実施
については，東海国立大学機構広告掲載取扱規程（令和 6 年 3 月 27 日機構規程第 50
号。以下「規程」という。）に定めるもののほか，この要項の定めるところによる。
（定義）
第 2 この要項において，「研究室等」とは，研究室，実験室，講義室，事務室，会議室，
ホール等の建物を構成する部分又は構築物をいう。
（事業の基本原則）
第 3 ネーミングライツ事業は，機構の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法に
より実施するとともに，対象となる施設等の公共性を考慮し，社会的な信頼性及び事
業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。
2 機構は，ネーミングライツ事業を実施した施設等について，愛称を積極的に使用する
ものとする。
3 機構は，ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称について変更しないものとし，
必要に応じて愛称ではなく，施設等の名称を使用することができる。
（命名権の付与期間）
第 4 命名権を付与する期間は，4 年以上とする。
2 命名権の付与期間終了時において広告主が希望する場合，機構は，命名権付与期間の
延長について協議に応じるものとする。
3 命名権の付与期間を延長する場合は，対象となる施設等の公共性，社会的な信頼性，
事業推進における公平性及び広告掲載料の妥当性を考慮するものとする。
 （事業の種類）
第 5 ネーミングライツ事業の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。
 一 施設等指定型 機構が指定した機構の施設等に命名権を付与するもの
 二 提案募集型 事業者等が提案により指定した機構の施設等に命名権を付与するもの
（実施決定）
第 6 ネーミングライツ事業の実施は，次に定めるところにより，決定するものとする。
 一 建物（独立した一棟の建物全部をいう。）を対象としたネーミングライツ事業は，
部局長からのネーミングライツ事業実施申請に基づき，機構が設置する国立大学（以
下「大学」という。）の長が運営会議に附議の上，実施を決定するものとする。
二 研究室等を対象としたネーミングライツ事業は，部局長が実施を決定するものと
する。ただし，研究室等のうち次のいずれかに該当する場合は，大学の長が実施を
決定するものとする。 ，

ロ
 岐阜大学における共同利用スペースのうち施設マネジメント推進室が運用する

スペース

ハ
 名古屋大学における総長裁量スペースのうち全学共通スペース

（募集
）

第
7

第
6 において実施を決定したネーミングライツ事業は，次に定めるところにより，
募集
を行うものとする。

一
 機構
のウェブサイトへの掲載等により広く募集する。

二
 施設等指定型の実施においては，ネーミングライツ事業に必要な事項
を，対象と
なる施設等ごとの募集要項に定める。

三
 提案募集型の実施においては，ネーミングライツ事業に必要な事項を，機構共通
の募集要項に定める。

（応募
）

第
8 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は，
第
7
第
2
三

第
1
3
 広告主の都合により，ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には，契
約の解除を申し出ることができる。

（雑則
）

第
1
4 この要項に定めるもののほか，ネーミングライツ事業に関し必要な事項は
，別に
定める。

附

則

この要項は，令和
2
年
4
月
1 日から実施する。

附

則
（令和
3
年
3
月 31
日
 機構要項
）

この要項は，令和
3
年
3
月 31 日から実施する。

附

則
（令和
4
年
3
月 30
日
 機構要項
）

この要項は，令和
4
年
4
月
1 日から実施する。

附

則
（令和
5
年
3
月 10
日
 機構要項
）

この要項は，令和
5
年
3
月 10 日から実施する。

附

則
（令和
5
年
7
月 18
日
 機構要項
）

この要項は，令和
5
年
7
月
1
8 日から実施する。

附

則

この要項は，令和
6
年
4
月
1 日から実施する。